

訪問栄養食事指導 重要事項説明書



医療法人社団 健芯会

ライフクリニック

【機能強化型在宅療養診療所】

重要事項説明書（居宅療養管理指導サービス：管理栄養士）

居宅療養管理指導とは、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、管理栄養士が医師の指示に基づき、居宅を訪問しその心身状況、おかれている環境などを把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、平成11年厚生省37号8条に基づいて、当事業者がご利用ならびにそのご家族に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	ライフクリニック
主たる事務所の所在地	〒130-0022 東京都墨田区江東橋 5-14-4
代表者名	理事長：勝間田 宏
電話番号	03-5638-8556

2. 事業所

介護法令に基づき東京都知事から指示を受けている事業所の名称	ライフクリニック (東京都指定 1310729277)
介護法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅サービスの種類	居宅療養管理指導・訪問リハビリテーション
所在地	東京都墨田区江東橋 5-14-4
電話番号	03-5638-8556

○ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う管理栄養士は、下記のもので

す。
・大西 由夏

○ 管理栄養士は医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族に栄養管理に係る情報提供および栄養食事相談、助言を行います。

上記計画については、訪問後、必要に応じて計画の見直しを行います。また、「栄養ケア計画」について概ね3か月を目途に見直しを行います。

○ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。

月曜日～金曜日の9時00分～18時00分

ただし、上記の曜日が国民の祝日、及び盆・年末年始の場合はお休みとさせていただきます。

- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、月2回までは下記の料金を徴収させていただきます。月3回目以降に関しては自費負担となります。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により、負担金が補助される場合もございます。

- ・ 居宅療養管理指導Ⅰ：居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行う場合

※主治医が当院の場合 487～545円（1割負担の方）

単一建物居住者1人に対して行う場合 545単位

単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 487単位

- ・ 居宅療養管理指導Ⅱ：当該居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行う場合

※主治医が他院の場合 467～525円（1割負担の方）

単一建物居住者1人に対して行う場合 525単位

単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 467単位

※3回目以降の自費料金 5,450円（税込）

※利用料金以外に、指導内容によっては食材費や交通費などの実費がかかる場合がございます。

- ご利用者ならびにそのご家族はいつでも担当の管理栄養士の苦情を申し出ることができます。介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、まずは医療連携室 井上周治（03-5638-8558）までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市区町村窓口（Tel 03-5608-6924）または国保連合会（Tel 03-6238-0177）をご紹介する等対応させていただきます。

- 管理栄養士には利用者の守秘義務があり、個人情報には外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

- 指導に際し万が一事故等が起こった場合は、適切に対応いたします。